

受付期間

令和6年4月1日

令和7年1月31日

アパート貸主の皆さまの安心と
入居者の皆さまの安定居住を目指す

見守り機器設置補助のご案内

那覇市では、セーフティネット住宅にお住まいの
単身高齢者等の安否情報を把握するための見守り機器を設置する

民間賃貸住宅の貸主さまを対象に

設置費等の一部補助を実施します



補助対象経費

- ▶ 見守り機器の購入費用
- ▶ 機器の設置費用

補助金額

- ▶ 補助対象経費の
1/2かつ上限3万円

見守り機器

とは？



センサー等技術により入居者の安否情報を感知でき、通信機能にて、その安否情報を第三者に通知できるものをいいます。

単身高齢者等

とは？

同居者がいない60歳以上の方（同居者が60歳以上の場合等も補助の対象となります）



セーフティネット住宅

とは？

高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者等、住まい探しにお困りの方を受け入れる住宅のことをいいます。



お問い合わせ

那覇市 まちなみ共創部 まちなみ整備課 （泉崎 1-1-1 那覇市役所8階）

TEL : 098-951-3235

FAX : 098-862-8874

お問い合わせ・ご相談

補助の対象として適合しているかなど
事前に確認したいことがございましたら
お問い合わせ・ご相談ください

セーフティネット住宅の登録

WEBサイトにて事業者の
アカウント登録及び住戸の
登録申請を行ってください



<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php>

登録申請はこちら

申請書の提出

(セーフティネット住宅の主な登録要件)

- ・住戸の面積が18㎡以上であること。
- ・消防法、建築基準法等に違反していないこと。
- ・耐震性を有すること。(新耐震基準に適合している等) 等

那覇市
交付決定の通知

交付申請書(第1号様式)を**機器購入前に提出**

添付書類

- ・機器の仕様がわかるパンフレット等
 - ・機器の金額が確認できる書類(見積書等)
 - ・入居者が単身高齢者等であることが確認できる書類(賃貸借契約書の写し及び年齢が確認できる書類の写し)
- ※入居者が決定していない場合は、決定した後提出

機器の購入・設置

完了実績報告書(第7号様式)の提出

添付書類

- ・支出を証明する書類(請求書及び領収書)
- ・機器の設置が確認できる写真

提出期限：設置完了から14日以内かつ、
交付決定日の属する年度の2月10日

設置完了の報告

那覇市
交付確定の通知

補助金請求書(第9号様式)の提出

提出期限：確定通知を受けた日から14日以内
かつ、当該年度の2月末日

請求書の提出

補助金の支払い

※那覇市出納室に債権者登録がお済みでない場合は、
補助金請求書提出前に「債権者登録申請書」及び
「受取口座の通帳の写し(表紙とフリガナ・支店
名・口座番号のある部分)」を提出してください。



本事業に関する

Q & A



よくあるご質問に
お答えします！

● 機器の購入・設置について

Q1.

見守り機器の購入及び設置の契約者は、
オーナー（大家、サブリース業者）になりますか？

そのとおりです。本事業は賃貸人が見守りサービス事業者と契約し、単身高齢者等の受け入れ環境を整える事業に対しての補助金となります。

Q2.

入居者決定前に、
見守り機器を設置しても
問題ないですか？

問題ありません。入居希望者には単身高齢者を受け入れるために見守り機器を設置した住戸であることを説明してください。

Q3.

見守り機器の通信に必要な
ネット環境の整備は
補助の対象になりますか？

ネット環境の整備は補助の対象になりません。機器自体の購入・設置のみが補助の対象となります。

● 機器の仕様について

Q4.

例えばどのような機器が対象となりますか？
また、推奨の機器はありますか？

見守り機器には、入居者の活動状況、睡眠状況等、生活リズムから異常を感知し知らせるものや、冷蔵庫、電球、ガス、水道などの不使用状況で異常を感知し知らせるものなどがあります。特に推奨とする機器はありませんが、カメラ等を使用する機器は入居者のプライバシー配慮のため対象外となります。

Q5.

見守りをする側は、入居者の家族や親類に限られるのですか。

家族・親類に限らず、入居者が同意するものであればどなたでも可能です。

● 入居者との契約について

Q6.

見守り機器の設置について、入居者の同意は必要ですか？

賃貸人もしくは見守りサービス提供事業者から入居者にサービスの内容を説明し同意を得ることは必要です。

なお、補助の審査の中では入居者の同意を確認しませんので、当事者間で同意の確認を書面に残す等、トラブル防止に努めてください。

Q7.

見守り機器の月額費用は賃貸人が負担するのですか？

月額費用については、補助の対象ではないため負担者は問いません。

なお、月額費用を賃貸人が負担した場合に、入居者から同意を得て必要な費用を徴収することは問題ありません。

● 機器設置後の住戸について

Q8.

見守りの対象者（単身高齢者）が退去した場合、見守り機器を撤去する必要はありますか？

撤去する必要はありません。引き続き見守り環境の整った住戸として見守りの必要な方の受け入れにご活用ください。

● 機器の撤去について

Q9.

見守り機器を撤去する場合、市への報告は必要ですか？

市への報告は必要ありません。
任意で撤去することができます。

Q10.

見守り機器の撤去費用に対して、市の補助はありますか？

撤去費用に対する
市の補助はありません。